

令和 7年度 排出ガス測定結果一覧表

測定項目		施設別 採取年月日 単位	1 号 炉				2 号 炉				3 号 炉				法規制値等	備 考 欄
			R 7 6月24日	R 7 9月17日			R 7 5月29日	R 7 8月22日			R 7 4月28日	R 7 7月16日				
排 出 ガ ス 温 度	℃		189	188			188	188			189	189				硫黄酸化物排出量の 規制排出量について(※2)
流 速	m/s		9.5	9.9			9.3	10.5			9.5	9.5				
水 分 量	V01%		24.4	21.4			22.6	21.6			21.0	24.7				◆環境センター
湿 り 排 出 ガ ス 量	m ³ N/h		42,500	44,300			41,700	46,900			42,200	42,500				
乾 き 排 出 ガ ス 量	m ³ N/h		32,200	34,800			32,300	36,700			33,400	32,100				1号炉 R 7. 6.24 24m ³ N/h R 7. 9.17 24m ³ N/h
二 酸 化 炭 素	V01%		9.2	8.7			8.3	8.7			9.4	7.9				2号炉 R 7. 5.29 24m ³ N/h R 7. 8.22 25m ³ N/h
酸 素	V01%		10.4	10.8			11.4	10.8			10.2	11.8				
一 酸 化 炭 素	V01%		0.0	0.0			0.0	0.0			0.0	0.0				3号炉 R 7. 4.28 24m ³ N/h R 7. 7.16 24m ³ N/h
(12% 換算値) 一 酸 化 炭 素	ppm		40	31			29	23			36	58				
窒 素	V01%		80.4	80.5			80.3	80.5			80.4	80.3				法規制値 0.08 協定規制値 0.02
(ダスト濃度) ば い じ ん 量	g/m ³ N		<0.001	<0.001			<0.001	<0.001			<0.001	<0.001				
(12% 換算値) ば い じ ん 量	g/m ³ N		<0.001	<0.001			<0.001	<0.001			<0.001	<0.001				協定規制値 30
硫 黄 酸 化 物	ppm		<1	<1			<1	<1			<1	<1				
(12% 換算値) 硫 黄 酸 化 物	ppm		<1	<1			<1	<1			<1	<1				備考欄参照
硫黄酸化物排出量	m ³ N/h		<0.03	<0.03			<0.03	<0.04			<0.03	<0.03				
窒 素 酸 化 物	ppm		45	34			40	21			32	23				法規制値 250 協定規制値 50
(12% 換算値) 窒 素 酸 化 物	ppm		36	28			31	21			29	20				
窒素酸化物排出量	m ³ N/h		1.4	1.2			1.3	0.77			1.1	0.74				法規制値 700
塩 化 水 素	mg/m ³ N		13	12			11	10			15	11				
(12% 換算値) 塩 化 水 素	mg/m ³ N		11	10			10	9			13	10				協定規制値 25
(12% 換算値) 塩 化 水 素	ppm		7	6			6	6			8	6				
全 水 銀	μg/m ³ N		<5.0	5.8			<5.0	<5.0			<5.0	<5.0				法規制値 50
(12% 換算値) 全 水 銀	μg/m ³ N		<5.0	5.0			<5.0	<5.0			<5.0	<5.0				
(12% 換算値) 全 水 銀	ppm		<0.56	0.56			<0.56	<0.56			<0.56	<0.56				
カドミウム及びその化合物	mg/m ³ N		<0.001				<0.001				<0.001					
	ppm		<0.0002				<0.0002				<0.0002					
鉛 及 び そ の 化 合 物	mg/m ³ N		<0.01				<0.01				<0.01					
	ppm		<0.001				<0.001				<0.001					
弗 素 、 弗 化 水 素 及 び 弗 化 珪 素	mg/m ³ N		<0.5				<0.5				<0.5					
	ppm		<0.6				<0.6				<0.6					
塩 素	mg/m ³ N		<0.1				<0.1				<0.1					
	ppm		<0.03				<0.03				<0.03					
全 ク ロ ム	mg/m ³ N		<0.005				<0.005				<0.005					
	ppm		<0.002				<0.002				<0.002					自主測定

※1 東京都廃棄物の処理及び再利用に関する規則(東京都廃棄物規則)第32条第1項の規定により東京都へ報告。(年4回)

※2 硫黄酸化物排出量の規制排出量は、排ガスの流速変動によって有効煙突高さが変化するため、硫黄酸化物排出量の規制排出量は一定ではありません。なお、測定時の規制排出量は、「備考欄」に記載されています。